



富山労働局発表
平成21年11月20日

	富山労働局職業安定部
担当	職業対策課 課長 善光研二 課長補佐 山崎英治 地方障害者雇用担当官 朴木浩 電話 076-432-2793

厳しい雇用情勢の中、障害者雇用は進展

～平成21年6月1日現在の障害者雇用状況～

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）では、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用すること義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下、「障害者」という。）の雇用状況について、報告を求めている。

富山労働局は、今般、平成21年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

ポイント

【公的機関】

富山県の機関では、知事部局、企業局及び警察本部のすべてにおいて、法定雇用率を達成
市町村の機関では、23機関中22機関が法定雇用率を達成

富山県教育委員会では、法定雇用率が未達成

【民間企業（常用労働者数が56人以上の規模）】

県内企業の実雇用率は1.67%（対前年比で0.01ポイント上昇）

全国の実雇用率は1.63%（対前年比で0.04ポイント上昇）

法定雇用率の達成企業の割合は60.2%（対前年比0.8ポイント上昇）

全国の法定雇用率の達成企業の割合は45.5%（対前年比0.6ポイント上昇）

企業規模別で見ると中小企業の実雇用率は引続き低い状況

特に、100～299人規模企業においては、実雇用率1.48%となっている。

このような状況を踏まえ、富山労働局としては、

公的機関は、民間に率先垂範して法定雇用率を達成すべきであることから、未達成の公的機関に対し、指導を徹底する。

民間企業については、その取組状況に応じ、「雇入れ計画作成命令」や「雇入れ計画の適正実施勧告」等の雇用率達成指導を厳正に実施する。

官公庁における在職状況

富山県の機関（法定障害者雇用率 2.1%）

富山県の機関（知事部局、企業局、警察本部）に在職している障害者の数は 82.0 人であり、実雇用率は 2.12% と前年に比べ 0.03 ポイント下回っているが、すべての機関が法定雇用率を達成している。

市町村の機関（法定障害者雇用率 2.1%）

市町村の機関に在職している障害者の数は 192.0 人であり、実雇用率は 2.16% と前年に比べ 0.11 ポイント上回っている。

市町村の機関は 23 機関中 22 機関が法定雇用率を達成しているが、射水市教育委員会は未達成となっている。（射水市教育委員会は 11 月 1 日付で知的障害者 1 名を雇用し、現在は達成）

富山県教育委員会（法定障害者雇用率 2.0%）

富山県教育委員会に在職している障害者の数は 120.0 人であり、実雇用率は 1.93% と前年に比べ 0.47 ポイント上昇しているものの、まだ 4 人不足となっている。

（昨年 6 月 1 日現在の不足数は 33 人）

昨年までは障害を有する教員免許保有者が少ないとの理由により取組みが遅れていたが、今年は障害者手帳保持者の洗い出しや校務補助として知的障害者を雇用するなどした結果、不足数が減少した。

富山労働局においては、未達成である公的機関に対し、達成機関の好事例や富山労働局でチャレンジ雇用（注）により知的障害者を雇用しているノウハウなどを参考とし、障害者雇用の職域開発・職域拡大の推進等を図るよう、達成指導を強化することとしている。

（注）チャレンジ雇用

1 年以内の期間を単位として、各省庁・各自治体において非常勤職員として雇用する制度をいう（最高 3 年間）。

〔第 1 表参照〕

一般の民間企業における雇用状況

雇用されている障害者数、法定雇用率達成企業の割合、実雇用率

1.8%の法定障害者雇用率が適用される、一般の民間企業(常用労働者数が56人以上規模の企業)において雇用されている障害者の数は2,752.5人で、前年より47人(1.7%)減少した。

このうち身体障害者は2,332人(前年比2.4%減、57人減)、知的障害者は365人(前年比0.05%減、2人減)、精神障害者は55.5人(前年比27.6%増、12.0人増)であった。

法定雇用率達成企業割合は60.2%(前年比59.4%)で、前年より0.8ポイント増加し実雇用率は1.67%(前年比1.66%)で、前年を0.01ポイント上回った。

障害者数において1人未満の端数があるのは、第2表の(注)の2を参照

[第2表参照]

企業規模別の状況

雇用されている障害者の数は、300~499人規模企業と500~999人規模企業が前年を上回ったが、それ以外の企業規模では、前年を下回った。

法定雇用率達成企業割合は、500~999人規模企業で58.3%と前年(72.0%)を下回ったが、それ以外の企業規模では、前年を上回った。

平均実雇用率(1.67%)と比較すると、

- ・ 56~99人規模企業(1.69%)、300~499人規模企業(1.76%)、500~999人規模企業(1.76%)、1,000人以上規模企業(1.80%)で上回った。
- ・ 100~299人規模企業(1.48%)で下回った。

[第3表参照]

産業別の状況

雇用されている障害者の数は、

- ・ 製造業、情報通信業、運輸業、金融・保険・不動産業、飲食店・宿泊業、医療・福祉複合サービス事業で、前年より増加した。
- ・ 卸・小売業、教育・学習支援業、サービス業で、前年より減少した。
- ・ 建設業は同数であった。

法定雇用率達成企業割合は、

- ・ 運輸業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業で、前年を上回った。
- ・ 建設業、情報通信業、卸・小売業、金融・保険・不動産業、教育・学習支援業で、前年を下回った。
- ・ 製造業は同数であった。

平均実雇用率(1.67%)と比較すると、

- ・ 製造業(1.73%)、運輸業(1.74%)、飲食店・宿泊業(2.14%)、医療・福祉(1.86%)、サービス業(1.91%)で上回った。
- ・ 建設業(1.60%)、情報通信業(1.23%)、卸・小売業(1.44%)、金融・保険・不動産業(1.65%)、教育・学習支援業(1.05%)、複合サービス事業(1.30%)、では下回った。

[第4表参照]

不足数の状況

未達成企業数 318 社のうち、法定障害者雇用率を達成するのに必要な障害者数をみると、

0.5人と1人不足企業	224社
1.5人と2人不足企業	59社
2.5人と3人不足企業	19社
3.5人と4人不足企業	8社
5人以上10人未満不足企業	8社

となっている。

障害者雇用を義務付けられた企業のうち、雇用する障害者が0人である企業数は、204社であった。

〔第5表参照〕

【参 考】

[法定障害者雇用率]

平成9年4月、障害者雇用促進法の一部改正により以下の法定雇用率が設定され、平成10年7月1日から施行されている。

この法定雇用率の設定により、1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模は、以下のとおりとなる。

平成18年4月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、身体障害者、知的障害者に加え、精神障害者（精神保健福祉手帳所持者）においても雇用率の算定対象とされたところである。

民間企業

- ・一般の民間企業(常用労働者数56人以上の企業) 1.8%
- ・特殊法人(常用労働者数48人以上規模の法人) 2.1%

国、地方公共団体(職員数48人以上の機関) 2.1%

市町村教育委員会(職員数48人以上の機関) 2.1%

ただし、都道府県教育委員会(職員数50人以上の機関) 2.0%

なお、重度身体障害者又は重度知的障害者については、それぞれの1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとみなされる。

また、短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者については、それぞれ1人の身体障害者又は知的障害者として、また、精神障害者については0.5人を雇用しているものとみなされる。

第1表

県・市町村各機関の状況

(平成21年6月1日現在)

機 関 名	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
県機関・市町村合計	12,749	274.0	2.15	1	
富山県知事部局・企業局	3,557	76.0	2.14	0	
富山県警察本部	310	6.0	1.94	0	
県機関合計	3,867	82.0	2.12	0	
富山市	2,054	43.0	2.09	0	
高岡市	1,135	25.0	2.20	0	
魚津市	333	10.0	3.00	0	
氷見市	302	6.0	1.99	0	
滑川市	171	4.0	2.34	0	
黒部市	492	11.0	2.24	0	
砺波市	459	9.0	1.96	0	
小矢部市	205	5.0	2.44	0	
南砺市	741	18.0	2.43	0	
射水市	599	13.0	2.17	0	
上市町	253	6.0	2.37	0	
立山町	220	4.0	1.82	0	
入善町	156	4.0	2.56	0	
朝日町	218	4.0	1.83	0	
富山市上下水道局	186	3.0	1.61	0	
高岡市水道局	78	1.0	1.28	0	
富山市教育委員会	537	11.0	2.05	0	
高岡市教育委員会	231	5.0	2.16	0	
氷見市教育委員会	99	2.0	2.02	0	
黒部市教育委員会	66	2.0	3.03	0	
砺波市教育委員会	126	2.0	1.59	0	
南砺市教育委員会	117	3.0	2.56	0	
射水市教育委員会	104	1.0	0.96	1	11月1日 新規雇用 で達成済
市町村機関合計	8,882	192.0	2.16	1	
富山県教育委員会	6,227	120.0	1.93	4	

第2表

一般の民間企業における障害者雇用状況

(平成21年6月1日現在)

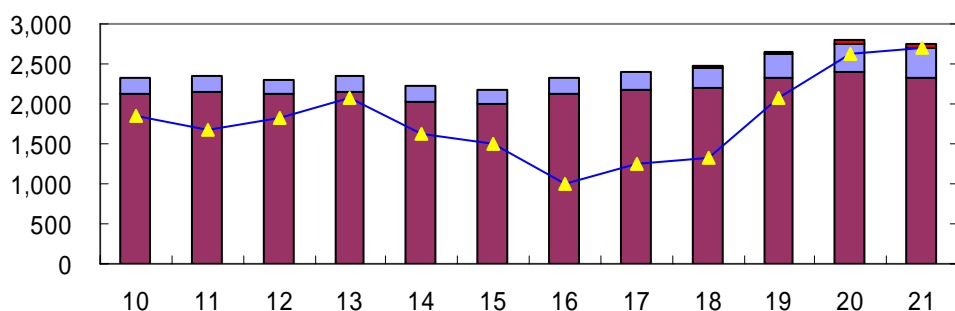
企業数			常用労働者数	算定基礎労働者数	障害者の数						実雇用率 D ÷ × 100	法定雇用率達成企業の割合	
					A. 重度障害者(常用)		B. 重度障害者(常用)以外の障害者			C. 精神障害者(短時間)			D. 合計 A × 2 + B + C × 0.5
					身体	知的	身体	知的	精神				
社	社	社	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%	
798	480	318	176,685	164,833	590	88	1,152	189	51	9	2752.5	1.67	60.2
821	488	333	179,975	168,353	615	85	1,159	197	39	9	2799.5	1.66	59.4
											【1.63】	【45.5】	

- (注) 1. 算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
2. A欄の「重度障害者(常用)」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「重度障害者(常用)以外の障害者」には重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者の数が含まれている。
3. 障害者の数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。また、C欄の「精神障害者(短時間)」については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。
4. 細字下線付きは、平成20年6月1日現在の数値である。
5. 【 】内は、全国の数値である。

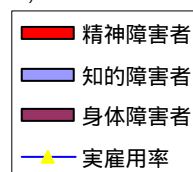
障害者雇用の推移(平成10年～21年)

年	身体障害者	知的障害者	精神障害者	計	実雇用率	達成企業の割合
10	2,125	201	0	2,326.0	1.58	59.7
11	2,148	191	0	2,339.0	1.57	54.7
12	2,117	193	0	2,310.0	1.58	55.6
13	2,141	203	0	2,344.0	1.61	55.1
14	2,031	189	0	2,220.0	1.56	54.2
15	1,995	180	0	2,175.0	1.55	52.8
16	2,133	191	0	2,324.0	1.50	53.3
17	2,165	236	0	2,401.0	1.52	53.9
18	2,200	256	13	2,469.0	1.53	53.2
19	2,334	297	25.5	2,656.5	1.61	57.3
20	2,389	367	43.5	2,799.5	1.66	59.4
21	2,332	365	55.5	2,752.5	1.67	60.2

障害者の数(人)



実雇用率(%)



(年)

第3表

一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

(平成21年6月1日現在)

事項 規模別	企業数	算定基礎 労働者数	障害者の数						実雇用率 D ÷ × 100	法定雇用 率達成企 業の割合	
			A. 重度障害者 (常用)		B. 重度障害者(常用) 以外の障害者			C. 精神 障害者 (短時間)			D. 合計 A × 2 + B + C × 0.5
			身体	知的	身体	知的	精神				
56人～99人	353	25,916	60	23	196	60	14	3	437.5	1.69	60.6
	366	27,090	61	26	188	69	10	4	443.0	1.64	60.1
100人～299人	356	53,856	151	34	348	63	15	3	797.5	1.48	59.6
	366	55,540	168	27	350	67	10	2	818.0	1.47	58.5
300人～499人	52	18,486	75	13	124	19	6	1	325.5	1.76	63.5
	49	16,756	68	9	113	14	4	0	285.0	1.70	57.1
500人～999人	24	16,301	59	8	134	16	3	1	287.5	1.76	58.3
	25	15,986	62	8	128	17	2	0	287.0	1.80	72.0
1,000人以上	13	50,274	245	10	350	31	13	1	904.5	1.80	53.8
	15	52,981	256	15	380	30	13	3	966.5	1.82	53.3
計	798	164,833	590	88	1152	189	51	9	2752.5	1.67	60.2
	821	168,353	615	85	1,159	197	39	9	2799.5	1.66	59.4
										【1.63】	【45.5】

(注) 第2表と同じ

第4表

一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

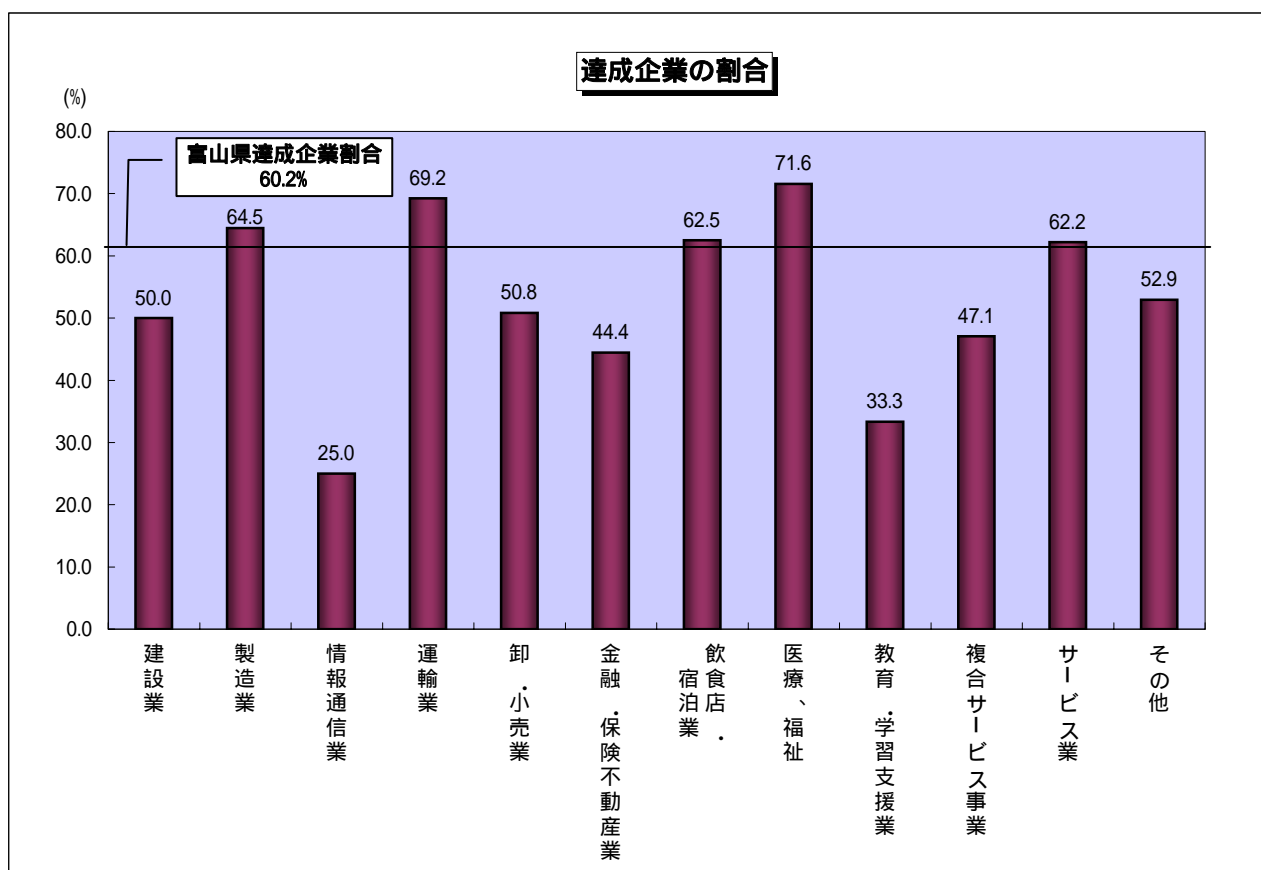
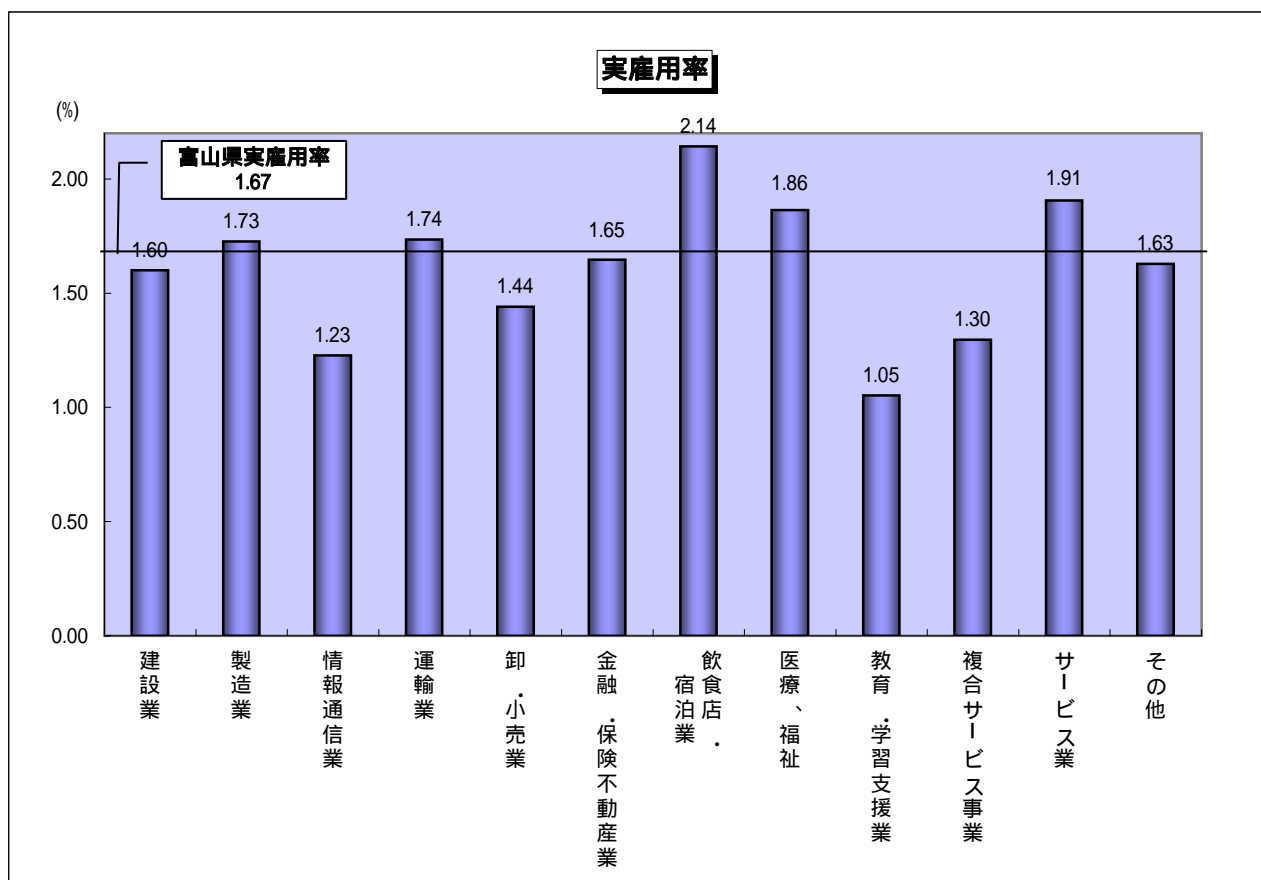
(平成21年6月1日現在)

事 項 産 業 別	企 業 数	算定基礎 労働者数	障 害 者 の 数							実雇用率 D ÷ × 100	法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度障害者 (常用)		B. 重度障害者(常用) 以外の障害者			C. 精神 障害者 (短時間)	D. 合計 A × 2 + B + C × 0.5		
			身体	知的	身体	知的	精神				
建設業	26	3,875	9	1	37	3	2	0	62.0	1.60	50.0
	26	3,827	9	1	38	2	2	0	62.0	1.62	46.2
製造業	332	85,141	338	41	589	96	25	3	1,469.5	1.73	64.5
	356	82,489	319	37	590	103	20	4	1,427.0	1.73	65.4
情報通信業	24	7,575	23	0	40	2	5	0	93.0	1.23	25.0
	22	7,248	25	0	35	1	5	0	91.0	1.26	18.2
運輸業	39	8,211	28	2	71	8	3	1	142.5	1.74	69.2
	37	8,249	31	2	62	7	2	0	137.0	1.66	62.2
卸・小売業	122	17,902	39	20	103	33	3	2	258.0	1.44	50.8
	133	25,308	78	24	138	34	1	2	378.0	1.49	48.9
金融・保険、 不動産業	18	6,863	25	0	61	1	1	0	113.0	1.65	44.4
	13	6,353	23	0	61	0	0	0	107.0	1.68	46.2
飲食店・宿泊業	16	1,914	6	3	20	3	0	0	41.0	2.14	62.5
	17	1,945	7	3	13	5	0	0	38.0	1.95	64.7
医療、福祉	116	13,597	47	13	100	25	8	1	253.5	1.86	71.6
	111	12,742	46	11	92	22	4	1	232.5	1.82	68.5
教育・学習支援業	9	855	2	0	5	0	0	0	9.0	1.05	33.3
	9	887	3	0	5	0	0	0	11.0	1.24	44.4
複合サービス事業	17	3,781	10	0	24	4	1	0	49.0	1.30	47.1
	16	3,723	11	0	24	2	0	0	48.0	1.29	50.0
サービス業	45	5,719	23	5	41	10	1	2	109.0	1.91	62.2
	77	10,524	35	7	61	21	5	2	172.0	1.63	57.1
その他	34	9,400	40	3	61	4	2	0	153.0	1.63	52.9
	4	5,058	28	0	40	0	0	0	96.0	1.90	50.0
計	798	164,833	590	88	1,152	189	51	9	2,752.5	1.67	60.2
	821	168,353	615	85	1,159	197	39	9	2,799.5	1.66	59.4

(注) 第2表と同じ

産業別の実雇用率・法定雇用率達成企業割合 (平成21年6月1日現在)

富山労働局



第5表

障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

(平成21年6月1日現在)

区 分	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数							障害者数が 0人である 企業数
		0.5人 又は 1人	1.5人 又は 2人	2.5人 又は 3人	3.5人 又は 4人	4.5人	5人以上 10人未満	10人 以上	
規模計	318	224	59	19	8	0	8	0	204
56人～99人	139	139	-	-	-	-	-	-	138
100人～299人	144	80	50	13	1	0	0	-	65
300人～499人	19	5	6	2	5	0	1	-	0
500人～999人	10	-	3	4	2	0	1	0	1
1,000人以上	6	-	-	-	-	0	6	0	0

(注) 不足数とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。